

高砂市ひとり親家庭等こどもの学習・生活支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、高砂市ひとり親家庭等こどもの学習・生活支援業務の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1. 業務概要

(1) 業務名

高砂市ひとり親家庭等こどもの学習・生活支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別に定める仕様書を基準とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額（契約限度額） 6,393,000円（消費税額を含む。）

2. 参加条件

(1) 参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体で次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。
- ④ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- ⑤ 受付開始の日から過去5年間において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。
- ⑥ 業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑦ 個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。
- ⑧ 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑨ 高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）第20条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿（以下、名簿という）に登載されている者であること又は名簿に登載されていない者は、次の表に掲げる書類を提出する者であること。

番号	提出書類	仕様
1	登記事項証明書 (写し可)	公告の日以降に証明されたもの
2	決算報告書 (財務諸表)	直近1年間のもの

3. 選定方法

(1) 選定委員会の設置

受託者の選定のため、高砂市ひとり親家庭等こどもの学習・生活支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 評価方法

選定委員会は以下の選定方法により選定する。

選考：提出書類の書類審査、プレゼンテーション及び選考委員の質疑により実施
(プレゼンテーション30分、質疑15分程度)

4. 企画提案スケジュール

(1) 参加申込書、企画提案書、見積書等の提出

① 受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月20日（水）必着
(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

② 受付場所

高砂市こども部子育て支援課
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

③ 提出方法

持参又は郵送（宅配便可）

郵送（宅配便）で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

※提出された書類は、審査結果にかかわらず返却しない。

(2) 選考(書類審査及びプレゼンテーション)

令和8年5月27日（水）予定

※時間、場所の詳細は、後日連絡する。

※総括責任者、業務担当（責任者）は出席のこと。

※選考の評価基準は別添のとおり

(3) 委託予定業者との契約

令和8年6月予定

5. 提出書類

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 公募型プロポーザル参加申込書 (様式第1号) | 1部 |
| (2) 誓約書 (様式第2号) | 1部 |
| (3) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書 | 1部 |
| (4) 市税完納証明書 (高砂市内に本店又は事業所がある者のみ) | 1部 |
| (5) 登記事項証明書 (写し可) (名簿に登録されていない法人のみ) | 1部 |
| (6) 身分証明書 (名簿に登録されていない個人事業主のみ) | 1部 |
| (7) 決算報告書 (名簿に登録されていない法人、個人事業主のみ) | 1部 |
| (8) 会社概要 (様式任意) | 8部 |
| (9) 過去5年間の業務実績 (様式第3号) | 8部 |
| (10) 本業務の実施体制 (様式第4号) | 8部 |
| (11) 企画提案書 (様式任意) | 8部 |

A4判 (A3判の折込みも可) とし、縦横は問わないが横書きとする。

- ① 表紙に「高砂市ひとり親家庭等こどもの学習・生活支援業務 提案書」及び「会社名」を明記すること。
- ② 個人情報 の取扱いについて記載すること。
- ③ 仕様書の各項目について記載すること。

(12) 見積書及び内訳書 (様式任意)

正本1部、副本7部

- ① 見積書には人件費、物件費その他の諸経費を含む。
- ② 見積書には社印及び代表者印を押印すること。

6. 質疑応答について

実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合には、質疑書 (様式第5号) により以下の期日までにメールにて提出するものとする。(メールのタイトルは「高砂市ひとり親家庭等こどもの学習・生活支援業務に関する質疑について」とすること。)

なお、回答に関しては、質問者に対しメールで回答を行うほか、市ホームページに公開し、この実施要領及び仕様書を補完するものとする。

質疑提出期限 令和8年5月13日 (水) 午後5時 (必着)

回答書配付期限 令和8年5月15日 (金) 午後5時

7. 結果通知

選考結果については、後日参加者全員に書面により通知する。

8. その他

- (1) 業者選定における会議は非公開とし、会議内容、評価内容についても公表しない。
- (2) 提出書類のうち、申請者の信用情報、ノウハウ等が含まれるもの以外については、公表する場合がある。
- (3) 本プロポーザル実施に関して応募者が要した費用は、全て応募者の負担とする。

[提出先・問合せ先]

高砂市こども部子育て支援課

担当者：西嶋

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話：079-443-9024（直通）

FAX：079-442-9517

E-mail：tact2160@city.takasago.lg.jp